

道しるべ訪問看護ステーション
重要事項説明書

1 事業者の概要

令和7年11月1日現在

名称	株式会社 Life Compass
代表者	代表取締役 五十嵐 肇
所在地	群馬県前橋市南町3丁目21-3
電話番号	027-212-7789
FAX番号	027-212-7754

2 事業所の概要

事業所名	道しるべ訪問看護ステーション
所在地	群馬県前橋市南町3-21-3 松本ビル2F
電話番号	027-212-7789
FAX番号	027-212-7754
管理者	有坂 悦子
事業所指定番号	介護保険 1060190608 医療保険 0190608
サービス提供地	前橋市、高崎市、吉岡町、渋川市

3 事業の目的と運営方針

<p>(1) 事業の目的</p> <p>利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した在宅療養を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復、生活の質の向上を目指すことを目的としています。</p> <p>(2) 運営方針</p> <p>① 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。</p> <p>② 利用者の生活の質を維持・向上するために必要なサービスを提供し、そのサービスの提供にあたっては、利用者の意思を尊重します。</p> <p>③ 利用者のニーズに対応し、医師の指示に基づき質の高いサービスを提供するとともに、従業者は定期的に研修を実施し、サービスの品質管理に努めます。</p>

4 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者	1名	
看護師	4名 (1名は管理者と兼務)	
理学療法士	2名	
作業療法士	1名	
事務員		1名

5 営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前8時30分から午後5時30分
休業日	土曜日、日曜日及び祝日 12月30日から1月3日
<p>※利用者の状況に応じて、営業時間以外は待機している看護師が電話相談に応じます。 緊急時の対応が必要な場合は看護師が訪問致します。</p>	

6 サービス内容

<ul style="list-style-type: none"> ① 病状・障害の観察 ② 食事及び排泄等の日常生活の看護 ③ リハビリテーション ④ 内服薬の管理 ⑤ 療養生活や介護方法の指導 ⑥ カテーテル等の管理 ⑦ 褥瘡の予防・処置 ⑧ ターミナルケア ⑨ その他、医師の指示による医療処置
--

7 理学療法士等の訪問について

<p>訪問看護の一環としてリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに理学療法士等が行うことがあります。訪問看護計画書および報告書の作成について、看護師との連携をとっての制作が必要となるため、当ステーション看護師が概ね三か月に一度訪問します。その後は、体調・環境の変化などある場合、その都度、看護師が訪問します。</p>

8 訪問時間について

<p>訪問サービスは、ご利用者様と曜日、時間、回数等の同意のもとに提供しますが、サービスの性質上（緊急対応や交通状況など）予定通り訪問できない場合がありますが可能な限り連絡できるようにいたします。</p>
--

9 緊急時の対応について

<p>サービスの提供中に容態の変化があった場合は主治医や担当ケアマネジャー、ご家族へ連絡致します。また、サービスの提供中以外でも看護師と連絡が取れる体制を整備しております。</p>
--

10 利用者負担金

<p>自己負担額は負担割合証の通りとなり、お支払い方法は口座振替、ご集金とさせていただきます。 ※サービス提供に必要な主治医への指示書の手配は事業所が行いますが、その料金につきましては受診時に医療機関より請求されます。</p>

	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護指示料	300円	600円	900円

11 利用料金

介護保険 訪問看護費・介護予防訪問看護費

地域区分は7等級地単価 1単位×10.21で計算

看護師による訪問

【要介護1～5】

サービス区分	単位数	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護Ⅰ1 20分未満	314単位	321円	641円	962円
訪問看護Ⅰ2 30分未満	471単位	481円	962円	1,443円
訪問看護Ⅰ3 30分以上1時間未満	823単位	841円	1,681円	2,521円
訪問看護Ⅰ4 1時間以上1時間30分未満	1,128単位	1,152円	2,304円	3,455円

【要支援1・2】

サービス区分	単位数	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
介護予防訪問看護Ⅰ1 20分未満	303単位	310円	619円	928円
介護予防訪問看護Ⅰ2 30分未満	451単位	461円	921円	1,382円
介護予防訪問看護Ⅰ3 30分以上1時間未満	794単位	811円	1,622円	2,432円
介護予防訪問看護Ⅰ4 1時間以上1時間30分未満	1,090単位	1,113円	2,226円	3,339円

○准看護師による訪問は上記金額の90%となります。

○複数名で訪問した場合有や早朝・夜間、深夜の訪問は加算の対象となります。

理学療法士等による訪問

【要介護1～5】

サービス区分	単位数	利用者負担		
		1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護Ⅰ5 20分あたり	286単位	292円	584円	876円
訪問看護Ⅰ5 40分あたり	572単位	584円	1,168円	1,752円
訪問看護Ⅰ5 60分あたり	772単位	789円	1,577円	2,365円

【要支援1・2】

サービス区分	単位数	利用者負担		
		1割負担	2割負担	3割負担
予防訪問看護Ⅰ5 20分あたり	276単位	282円	564円	846円
予防訪問看護Ⅰ5 40分あたり	552単位	563円	1,127円	1,691円

○前年度のリハビリ職員による訪問回数が看護職員の訪問回数を超えているため、20分あたり8単位の減算になります。

○要支援1・2で12月を超えて利用される場合は20分あたりさらに15単位減算となります。

○1週間で120分までのご利用となります

加算について

サービス区分	算定要件		利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算（Ⅰ）350 単位	退院当日に訪問		358 円	715 円	1,072 円
初回加算（Ⅱ）300 単位	初回及び退院翌日以降に訪問		307 円	613 円	919 円
退院時共同指導加算 600 単位	※ 1		613 円	1,226 円	1,838 円
早朝加算	6:00～8:00 の訪問		所定の単位数+25%		
夜間加算	18:00～22:00 の訪問				
深夜加算	22:00～翌 6:00 の訪問		所定の単位数+50%		
複数名訪問看護加算Ⅰ	看護師等	30分未満 254 単位	260 円	519 円	778 円
		30分以上 402 単位	411 円	821 円	1,232 円
複数名訪問看護加算Ⅱ	看護補助者	30分未満 201 単位	205 円	411 円	615 円
		30分以上 317 単位	324 円	647 円	967 円
特別管理加算Ⅰ 500 単位	※ 2		511 円	1,021 円	1,532 円
特別管理加算Ⅱ 250 単位			256 円	511 円	766 円
緊急時訪問看護加算Ⅰ 600 単位	※ 3		613 円	1,226 円	1,838 円
緊急時訪問看護加算Ⅱ 574 単位			586 円	1,172 円	1,758 円
ターミナルケア加算	※ 4		2,553 円	5,105 円	7,658 円
口腔連携強化加算	※ 5		154 円	307 円	460 円

※ 1 退院時共同指導加算

退院又は退所に当たり、医療機関等の従業者と共同し、在宅での療養上の必要な指導を行い、その内容を文書により提供し、退院又は退所後に初回の訪問看護を行った場合

※ 2 特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に算定します。訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう、必要な支援を行います。月の第 1 回目の訪問看護を行った日に算定します。

特別管理加算Ⅰ	在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算Ⅱ	○在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ○人工肛門、人工膀胱を設置している状態 ○真皮を越える褥瘡の状態 ① NPUAP)分類Ⅲ度又はⅣ度 ② DESIGN 分類（日本褥瘡学会によるもの）D3,D4 又は D5 ○点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

※3 緊急時訪問看護加算

(I) : ①利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制

②緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制を整備している。

(II) : (I) のうち①に該当するもの。

※4 ターミナルケア加算

死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを要介護者に対して行った場合に算定します（要支援者は対象外）

(1) 24 時間連絡体制を確保され、必要に応じて訪問看護を行うことができる体制を整備されている。

(2) 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について、利用者およびその家族に説明を行い、同意を得ている。

(3) ターミナルケアの提供について身体状況の変化など必要な事項が記録されている。

※5 口腔ケア強化加算

訪問看護事業所の看護師等が、口腔の健康状態を評価した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合に、1 月に 1 回に限り所定単位数を算定します。

健康保険法及び関係法令で定める費用

訪問看護基本療養費Ⅰ (看護師)		週3日まで 5,550 円/日 週4日以降 6,550 円/日
訪問看護基本療養費Ⅱ (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)		5,550 円/日
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者)	同一日に2人	保健師・助産師・看護師 週3日まで 5,550 円/日 週4日以降 6,550 円/日
		理学療法士・作業療法士 言語聴覚士 5,550 円/日
	同一日に3人以上	保健師・助産師・看護師 週3日まで 5,550 円/日 週4日以降 6,550 円/日
		理学療法士・作業療法士 言語聴覚士 5,550 円/日
訪問看護基本療養費Ⅲ (外泊中の入院患者)		8,500 円/日
訪問看護管理療養費	月の初日	7,670 円
訪問看護管理療養費Ⅰ	2日目以降	3,000 円/日
訪問看護管理療養費Ⅱ		2,500 円/日

24時間対応体制加算		イ 6,400 円/月 ロ 6,520 円/月
早朝・夜間加算		2,100 円/日
深夜加算		4,200 円/日
難病複数回訪問看護加算	1日に2回	同一建物内1人または2名 4,500 円/日
	1日に3回以上	同一建物内3名以上 4,500 円/日
緊急時訪問看護加算		月14日目まで 2,650 円/日
		月15日目以降 2,000 円/日
長時間訪問看護加算		5,200 円/週
複数名訪問看護加算	看護師	4,500 円/日
	准看護師	3,800 円/日
	看護補助者	3,000 円/日 1日2回 6,000 円/日 1日3回以上 10,000 円/日
退院時共同指導加算		8,000 円/日
特別管理指導加算		2,000 円/日
退院時支援指導加算		6,000 円 (長時間 8,400 円)

在宅患者連携指導加算	3,000 円/月
看護・介護職員連携強化加算	2,500 円/月
訪問看護医療 DX 情報活用加算 ※2	50 円/月
訪問看護ターミナルケア療養費 1 ※3	25,000 円
訪問看護ターミナルケア療養費 2 ※4	10,000 円

※1 特別管理加算

在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある者	5,000 円/月
在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心 静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている者 人工肛門、人工膀胱を設置している者 真皮を越える褥瘡の状態にある者 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者	2,500 円/月

※2 訪問看護医療 DX 情報活用加算

オンライン資格確認システムを通じて利用者の診療情報、薬剤情報や特定検診等情報を取得し、情報を活用して質の高い訪問間を提供する加算。

※3 訪問看護ターミナルケア療養費 1

在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対し、支援体制について利用者及びその家族等に説明した上で、死亡日及び死亡前 14 日以内の計 15 日間に 2 回以上ターミナルケアを行った場合	25,000 円
---	----------

※4 訪問看護ターミナルケア療養費 2

特別養護老人ホーム等で死亡し、かつ介護保険において看取り介護加算が算定された利用者に対して、当事業所がターミナルケアを行った場合	10,000 円
--	----------

その他費用

キャンセル料金	1,000 円 ※キャンセルが必要となった場合は、ご連絡ください。 当日、訪問後にキャンセルとなった場合は、ご負担いただきます。体調や容態の急変等及び事業所都合によるものは除きます。
エンゼルケア	10,000 円
駐車料金	駐車場所が確保できず、警察署等による駐車許可も得られない等、やむを得ない事情により有料駐車場料金が発生した場合は、別途ご負担いただきます。

健康保険法及び関係法令で定める費用（精神科訪問看護）

精神科訪問看護基本療養費Ⅰ （看護師・作業療法士）	週3日目まで30分未満 4,250円/日 週3日目まで30分以上 5,550円/日 週4日目以降30分未満 5,100円/日 週4日目以降30分以上 6,550円/日
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ （同一建物居住者、同一日2人）	週3日目まで30分未満 4,250円/日 週3日目まで30分以上 5,550円/日 週4日目以降30分未満 5,100円/日 週4日目以降30分以上 6,550円/日
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ （同一建物居住者、同一日3人以上）	週3日目まで30分未満 2,130円/日 週3日目まで30分以上 2,780円/日 週4日目以降30分未満 2,550円/日 週4日目以降30分以上 3,280円/日
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ （入院中外泊時における訪問）	8,500円/日
訪問看護基本療養費Ⅲ（外泊中の入院患者）	8,500円/日
訪問看護管理療養費	月の初日 7,670円/日
訪問看護管理療養費Ⅰ	2日目以降 3,000円/日
訪問看護管理療養費Ⅱ	

早朝・夜間加算	2,100円/日	
深夜加算	4,200円/日	
精神科複数回訪問看護加算	1日に2回 同一建物内1人または2名 4,500円/日	
	1日に3回以上 同一建物内3名以上 4,500円/日	
精神科緊急時訪問看護加算	月14日目まで 2,650円/日	
	月15日目以降 2,000円/日	
長時間精神科訪問看護加算	5,200円/週	
複数名精神科訪問看護加算	看護師 作業療法士	1日に1回 4,500円/日 1日に2回 9,000円/日 1日に3回以上 14,500円/日
	准看護師	1日に1回 3,800円/日
		1日に2回 7,600円/日
		1日に3回以上 12,400円/日
	看護補助者	3,000円/日
		1日2回 6,000円/日
1日3回以上 10,000円/日		

精神科重症患者支援連携加算	イ 8,400 円/月 ロ 5,800 円/月
---------------	----------------------------

その他費用

キャンセル料金	1,000 円 ※キャンセルが必要となった場合は、ご連絡ください。 当日、訪問後にキャンセルとなった場合は、ご負担いただきます。体調や容態の急変等及び事業所都合によるものは除きます。
駐車料金	駐車場所が確保できず、警察署等による駐車許可も得られない等、やむを得ない事情により有料駐車場料金が発生した場合は、別途ご負担いただきます。

12 ハラスメント

<p>事業者は、従業者の安全確保と、安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。</p> <p>① 業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。</p> <p>② 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為</p> <p>③ 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為</p> <p>④ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為</p> <p>上記は事業所とその従業者、関係機関、利用者及びその家族等が対象となります。</p> <p>1) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。</p> <p>2) 従業者に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。</p> <p>3) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。</p>
--

13 高齢者虐待防止・身体拘束の防止について

<p>事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。</p> <p>① 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。</p> <p>② 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。</p> <p>③ 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。</p> <p>④ 事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。</p>
--

- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ⑥ 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- ⑦ やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- ⑧ 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止責任者 管理者 有坂 悦子

14 感染症対策の強化について

事業所において感染症等の発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④ 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤ 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15 業務継続に向けた取組の強化について

- ① 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画（BCP））を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16 相談窓口、苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	027-212-7789
FAX番号	027-212-7754
担当者	有坂 悦子
その他	相談・苦情については、管理者および担当訪問看護師が対応いたします。 対応したものが必ず「相談・苦情対応ノート」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

その他、お住まいの区役所及び群馬県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

群馬県国民健康保険団体連合会	電話番号	027-290-1323
前橋市介護保険課	電話番号	027-898-6132
高崎市介護保険課	電話番号	027-321-1250
吉岡町健康福祉課	電話番号	0279-26-2247
渋川市介護保険課	電話番号	0279-22-2111

18 第三者による評価実施状況⇒なし

サービス開始にあたり、重要事項説明書に基づいて、説明しました。

事業者 所在地 群馬県前橋市南町3丁目21-3
法人名 株式会社 Life Compass
代表者名 代表取締役 五十嵐 肇

説明者 _____

私は、事業者より重要事項について説明を受け、同意し、1部交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

家族・代理人 住所 _____

氏名 _____

訪問看護における加算同意書

緊急時訪問看護加算・特別管理加算・複数名訪問看護加算

私は、緊急時の場合、看護師による緊急時訪問看護及び介護予防緊急時訪問看護の説明を受け、緊急時訪問看護加算を算定することに同意します。

私は、病気の状態から、() 管理の必要について説明を受け、特別管理加算を算定することに同意します。

私は、複数名の看護師による訪問看護について説明を受け、複数名訪問看護加算を算定することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

家族・代理人 住 所 _____

氏 名 _____

訪問看護における加算同意書

24 時間対応体制加算・特別管理加算・難病等複数回訪問看護加算
複数名訪問看護加算・ターミナルケア加算

- 私は、緊急時の相談または訪問看護の利用についての説明を受け、24 時間対応体制加算を算定することに同意します。
- 私は、病気の状態から、() 管理の必要について説明を受け、特別管理加算を算定することに同意します。
- 私は、複数回の訪問看護について説明を受け、難病等複数回訪問看護加算を算定することに同意します。
- 私は、複数名の看護師による訪問看護について説明を受け、複数名訪問看護加算を算定することに同意します。
- 私は、訪問看護における終末期に関わる計画及び支援体制について説明を受け、ターミナルケア加算を算定することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

家族・代理人 住 所 _____

氏 名 _____

個人情報の取り扱いについての同意書

当事業所では、利用者の個人情報を以下のように取り扱います。

下記の内容をご確認いただき、同意の上、ご契約いただきますようお願い致します。

1. 利用目的

- ① 利用者への適切な訪問看護サービスを提供するため
- ② 請求事務・管理を適切に行うため
- ③ 法令・行政上の行への対応のため
- ④ 保険請求業務のため
- ⑤ ご家族への病状説明のため
- ⑥ 電子カルテなどの診療情報の相互提供及び情報共有

以上の目的以外でご利用者の情報を利用する場合、利用者ご本人に個別理由を説明し、同意を得た上で行うものとします。

2. 個人情報の第三者提供について

利用者の個人情報は、あらかじめ利用者の同意をいただくことなく、外部に提供することはありません。ただし、以下の利用目的に該当する場合は、利用者から特に申し出がない限り、訪問看護サービスを提供するための通常業務として必要な範囲において、利用者の個人情報を第三者に提供する場合があります。

- ① 主治医への報告、指示・助言を求める場合
- ② ケアマネジャー、介護保険事業者との連携、照会への回答
- ③ 国保連合会・社会保険診療支払基金への保険請求、照会への回答
- ④ 行政・外部監査機関による指導・監査対応のための情報提供

3. 個人情報の開示、訂正、削除、その他お問い合わせ先について

開示、訂正、削除を請求される場合には下記までご連絡ください。

《お問い合わせ先》

個人情報管理責任者 有坂 悦子 TEL：027-212-7789

上記個人情報の取り扱いについて説明を受け同意し、交付を受けました。

利用者

氏名

家族・代理人

氏名